

2016 年 12 月 5 日

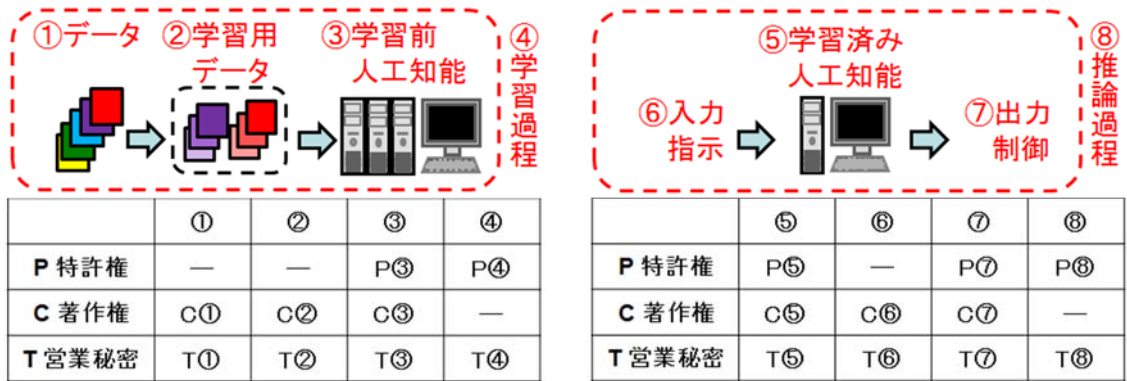
AI および関連するデータなどに関する知財制度上の扱い

慶應義塾大学法科大学院
奥邨弘司

1 分析・検討の視点

- ・ 積み上げ적인視点の採用
対象の分解 → 既存法律・判例での対応可能性 → 新解釈・法律の必要性
- ・ 技術中立的な視点の採用

2 検討対象の全体像



3 個別検討

① データ

- ・ 個々のデータ
 - ・ 純粋データ
 - ・ 著作物（画像・音楽など） → データの集合体作成時の権利処理の問題
 - ・ 著 47条の7
 - ・ データマイニングの議論との異同
 - ・ 例：集合体の作成者 = 解析者？
- ・ データの集合体
 - ・ 著作権：「額の汗の保護」の議論
 - ・ 営業秘密：「秘密管理性」「有用性」「非公知性」に該当するかの議論

② 学習用データ

- ・ ①の議論
- ・ データやデータ集合体を学習に適するように加工することの評価
 - ・ データの選択・体系的な構成 → 創作性があれば著作権で保護
 - ・ ノウハウ → 秘密管理性などを満たすことで営業秘密として保護

③ 学習前人工知能

- ・コンピュータ
- ・プログラム

それぞれ単体で or 組み合わせとして、特許権で保護の可能性
プログラムは著作権で保護の可能性
営業秘密としても保護の可能性

AI 特有の事情・考慮要素はあるか

④ 学習過程全体

- ・特許権としての保護の可能性
- ・営業秘密としての保護の可能性

AI 特有の事情・考慮要素はあるか

⑤ 学習済み人工知能

- ・コンピュータ
③と同様

- ・プログラム
③と同様

- ・学習成果 ← 技術中立的に

< 3 Step の検討 >

1st Step : 特許権や著作権の場合
→ 技術的な把握が必要
(技術中立的にならない)

営業秘密の場合
→ 技術的な把握は不要
(家電などとして市場販売する場合の営業秘密
性維持の問題は別途ある)

2nd Step : 法解釈的な視点
→ 既存の法律・判例に基づいて保護が可能か

3rd Step : 2nd Step の結論の政策的な評価

コメント

特許権と著作権については 2nd Step にハードルがありそう
(物? 発明? 著作物?)

独自開発を禁じる(特許権)か許容するか(著作権・営業秘密)

保護期間(20年間、50年間、公知になるまでの不定期間)

オープンモデルとの関係 など

<リバースエンジニアリング（「蒸留」など）をどう考えるか>

従来の議論の概要

- 解析行為 → 概ね許容
- 結果の活用 → 厳しく規制（特許権）
表現さえ使わなければ可（著作権）
広く許容（営業秘密）

学習結果をいずれで保護するかで、デフォルトルールは決まる

- AI 特有の事情・考慮要素による変更を認めるか
- 変更することによる影響は

⑥ 入力・指示

⑦ 出力・制御

- ・アウトプットが コンテンツや発明の場合
- 昨年の委員会の結論参照

<創作の位置づけ>

- 発明・・・技術的思想の創作
- 著作物・・・創作的な表現

創作＝人間が行うもの（この前提が揺らぎつつないか）

- 維持しない場合 → 特許法・著作権法の特異点
- 維持する場合 → 従来通りの考え方でよいか
例： 著作権法の依拠性 など

- ・アウトプットが、データ（の集合体）の場合
- リバースエンジニアリングの議論

⑧ 推論過程全体

- ・特許権による保護
- ・営業秘密による保護
- ④も同様だが、リバースエンジニアリングに対抗するには、点の対応よりも面で対応の方が効果的

4 その他

- ・契約と知財
- 1対1か（債権的か）、対世か（物権的か）
- 損害賠償か、差止めか

以上